

○福井市自治会合併補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会の合併を促進することにより組織基盤の強化を図り、自治会の活動の活性化と地域社会の健全な発展に寄与することを目的として自治会合併補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 福井市行政嘱託員設置規則（昭和50年福井市規則第1号）第1条に規定する市長の認める区域において構成する団体をいう。
- (2) 自治会の合併 自治会の数の減少を伴うもので、かつ、2以上の自治会の区域の全部若しくは一部をもって自治会を置き、又は自治会の区域の全部若しくは一部を他の自治会に編入することをいう。
- (3) 合併自治会 自治会の合併により新たに設立された自治会をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、合併自治会に対して交付する。

- 2 補助金の対象となるのは、少なくとも1つの自治会が、20世帯以下の自治会を含む合併とする。
- 3 市長は、複数の自治会が、その区域の地域活動を一体的に行っていることが認められ、かつ、当該区域の行政嘱託員を1名とする場合には、これを自治会の合併とみなして補助金を交付することができる。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は合併自治会が自治会活動を行うために必要な経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、合併を行った自治会の数に50,000円を乗じて得た額と合併直後の世帯の数に1,000円を乗じて得た額（当該世帯の数は100を上限とする）を交

付する。

- 2 前項の補助金の額の算定に当たっては、合併した自治会のうち過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある自治会（補助金の交付後分離した自治会を含む。）を算定の対象から除くものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 合併自治会は、規則第3条に規定する申請を、自治会の合併があった日から起算して1年以内に行うものとする。

- 2 前項の申請は、福井市自治会合併補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 自治会が合併することについて総会で議決したことを証する書類又はこれに準ずるもの
- (2) 合併自治会の事業計画書、収支計画書
- (3) 合併自治会を構成する世帯の名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定通知）

第7条 市長は、規則第6条に規定する交付決定通知及び規則第12条に規定する額の確定を、福井市自治会合併補助金交付決定通知書（様式第2号）により行う。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付の決定を受けた合併自治会が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条に規定する補助金の請求を、福井市自治会合併補助金交付請求書（様式第3号）により行う。

（補助金の返還）

第9条 補助金の交付を受けた合併自治会が、この要綱の趣旨に反し不正の行為があったとき又は合併自治会が補助金の交付決定を受けた日から5年を経過せずに複数の自治会に分離したときは、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（関係図書の保存）

第10条 合併自治会は、補助事業についての収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付及び返還については、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。